

## 別添資料作成手順

必ず対応する要綱をよく読んでから作成をお願いします。

### ①参考2・3

対応する要綱:別添2-1、別添2-2

本資料は、施設内療養を行った期間ごとに作成する必要があります。

(例)令和5年4月1日から令和5年5月8日以降にまたがって施設内療養をした場合は、令和5年4月1日から令和5年5月7日までのシート、令和5年5月8日以降のシートの2つを作成してください。

発症日から10日間経過しても、症状軽快後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準(発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過)を満たさない者については「参考2-1施設内療養をすることとなった経緯」や「参考3-1 その他」欄に経緯の記載をしてください。

追加補助が反映されない場合は、発症日や施設内療養終了日のセルを確認し、正しい年が入力されているか必ずチェックしてください。

参考3-2チェックリストについて、医療機関との連携体制等に関する調査と同内容の回答をしてください。

黄色セルにひとつでも×がある場合は施設内療養費の補助対象になりません。

### ②自費検査費用チェックリスト

対応する要綱:別添1-1、別添1-2

自費検査費用を申請する場合は必ず作成してください。

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外となります。